

（4）  
 婦人部設置賛成論者は「組合運動の進行演習としての『機関』として  
 組合内に於ける婦人大衆の活動を集中する」とするの婦人部を置くべきと  
 あると主張し此の主張の論據を次の如く謂ふ。

「會主義の『学校』として労働組合の任務の般を規定しおければあらぬ」

（5）婦人部設置賛成論者は「組合運動の進行演習としての『機関』として

「組合内に於ける婦人大衆の活動を集中する」とするの婦人部を置くべきと

あると主張し此の主張の論據を次の如く謂ふ。

「婦人労働者は特殊事情の基にある」

「婦人労働者の封建的因襲隷属的地位等々の社會關係に基く特殊

事情こそ婦人として極めて大なる特殊事情である」

「それ故に労働婦人は男子に支配せられる關係上、男子の特権的地位

に對する闘争を賃銀労働者としての資本家階級に對する闘争と同一

の性質の問題である」